

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）

説明資料

○ 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）について（概要）	1
○ 郵便法の一部改正と民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正を一括法案とする理由	4
○ 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）について	
I 改正の背景	5
II 改正の内容	
1 郵便法の一部改正	6
2 信書便法の一部改正	15
3 附則（施行期日等）	17

令和2年9月
総務省情報流通行政局郵政行政部

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する 法律案（仮称）について（概要）

電子メールや SNS の普及に伴う郵便物数の減少や人手不足に伴う人件費の上昇、労働力確保の困難化など郵便事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、(日本郵便株式会社(以下「会社」という。)による)郵便の役務のなるべく安い料金によるあまねく公平な提供を確保するため、郵便法(昭和 22 年法律第 165 号)を改正し、郵便業務管理規程の認可基準のうち郵便物の配達日数及び送達日数に係る基準の緩和、配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲の拡大を行うものである。

また、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号。以下「信書便法」という。)は、一般信書便事業者のクリームスキミング(採算性の高い地域又は特定の需要者層のみに特化した形での参入)により会社による郵便の役務の提供に支障が生じないようにするとともに、会社との対等な競争条件を確保するため、一般信書便事業者に対し、会社に対する郵便法の規律と同内容の規律を課すこととしていることから、上記郵便法の改正と同内容の改正を行うものである。

1. 郵便法の改正

(1) 郵便業務管理規程の認可基準のうち郵便物の配達日数及び送達日数に係る基準の緩和

①郵便物の 1 週間における配達日数に係る認可基準(週 6 日以上配達)の緩和

- 会社は、郵便物の配達の方法等を記載した郵便業務管理規程を作成し認可を受けることが義務付けられ(郵便法第 70 条第 1 項及び第 2 項)、当該認可の基準として、週 6 日以上の配達ができる郵便物の配達方法を定めることが規定されている(同条第 3 項第 3 号)。
- 週 6 日配達へのニーズが低下する中で、業務の効率化を図り郵便の役務のなるべく安い料金によるあまねく公平な提供を確保するため、郵便物の配達日数に係る当該認可基準について「週 6 日以上配達」を「週 5 日以上配達」に緩和する。

②郵便物の送達日数に係る認可基準(原則 3 日以内の送達)の緩和

- 郵便業務管理規程の認可基準として、差出日から 3 日以内(離島^{*1}に係る郵便物については 3 日を超え 2 週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内)に送達することを定めることが規定されている(郵便法第 70 条第 3 項第 4 号)。
- 電子メール等の普及により速達性を求める通信へのニーズが低下する中で、業務の効率化を図り郵便の役務のなるべく安い料金によるあまねく公平な提供を確保するため、郵便物の送達日数に関する当該認可基準について、
 - ・差出日から「3 日以内」を「4 日以内」に緩和するとともに、
 - ・離島に係る郵便物については、差出日から「3 日を超え 2 週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内」を「4 日を超え最も経済的な通常の方法により送達する場合に必要な日数として総務省令で定める日数以内^{*2}」に緩和する。

※ 1 郵便法第 70 条第 3 項第 4 号では「地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域」と規定されており、当該総務省令において離島が規定されている。

※2 現在、一部の離島に係る郵便物の送達が、1者しかいない公共交通機関を利用して行われている状況に鑑み、当該公共交通機関の運行スケジュールの見直しに応じて柔軟に最長の送達日数を定めることができるようにするため、最長の送達日数の規定ぶりを改めるもの。

(2) 配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲の拡大

- 郵便物の料金は、配達地により異なる額を定めることができないとされているが、会社の一の事業所で引受け及び配達を行う郵便物については、当該郵便物の送達に係る費用が安価となるため、郵便利用を喚起する観点から、配達地により異なる額の料金が設定可能とされている（郵便法第67条第2項第2号及び第4項第1号）。
- 業務の効率化を推進するため、会社は区分営業所（主として郵便物の区分を行う営業所をいう。）を概ね各都道府県に1～2か所設置しているところ、ポストからの取集及び区分営業所間の運送を要しない郵便物については、その送達に係る費用が安価となるため、配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲を会社の営業所においてその引受けを行う郵便物であって、その送達に際し会社の区分営業所間の運送を要しない郵便物に拡大することとする。

2. 信書便法の改正

(1) 一般信書便事業の許可基準のうち信書便物の配達日数に係る基準（週6日以上配達）の緩和

- 一般信書便事業の許可の基準の一つとして、事業計画に週6日以上の配達ができる信書便物の配達方法を定めることができる（信書便法第9条第2号ロ）。
- 今回、郵便法について上記1 (1) ①の改正を行うことに合わせ、信書便物の配達日数に係る当該許可基準について、「週6日以上配達」を「週5日以上配達」に緩和することとする。

(2) 一般信書便役務の要件のうち信書便物の送達日数に係る要件（原則3日以内の送達）の緩和

- 一般信書便役務の要件の一つとして、差出日から3日以内（離島に係る信書便物については3日を超えて2週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に送達する信書便の役務であることが定められている（信書便法第2条第4項第2号）。
- 今回、郵便法について上記1 (1) ②の改正を行うことに合わせ、信書便物の送達日数に係る当該要件について、
 - ・差出日から「3日以内」を「4日以内」に緩和するとともに、
 - ・離島に係る信書便物については、差出日から「3日を超えて2週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内」を「4日を超えて最も経済的な通常の方法により送達する場合に必要な日数として総務省令で定める日数以内」に緩和することとする。

(3) 配達地により異なる額の料金を定めることができる信書便物の範囲の拡大

- 一般信書便役務に関する料金は、配達地により異なる額を定めることができないとされているが、一般信書便事業者の一の事業所で引受け及び配達を行う信書便物については、配達地により異なる額の料金が設定可能とされている（信書便法第16条第2項第1号）。

- 今回、郵便法について上記1（2）の改正を行うことに合わせ、配達地により異なる額の料金を定めることができる信書便物の範囲を一般信書便事業者の事業所においてその引受けを行う信書便物であって、その送達に際し当該一般信書便事業者の区分事業所（主として信書便物の区分を行う事業所をいう。）間の運送を要しない信書便物に拡大することとする。

郵便法の一部改正と民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正 を一括法案とする理由

1 複数の法律の改正を一つの法律案で行う場合

- 複数の法律の改正を一つの法律案で行う場合は、従来から、
 - ① 法律案に盛り込まれた政策が統一的なものであり、趣旨、目的が同じであること
 - ② 法律案の条項が相互に関連しており、一つの体系を形づくっていること
 - ③ できる限り同じ委員会の所管に属する事項に関するものであることが望ましいことを基準としている。

[衆議院・大蔵委員会（昭和 60 年 4 月 10 日）茂串内閣法制局長官答弁]

2 今回の郵便法の一部改正と信書便法の一部改正を一括法案とする理由

以下の点から、一括法案とするものである。

- ① 今回の郵便法の改正は、郵便の役務のなるべく安い料金によるあまねく公平な提供を確保するため、
 - ア 郵便業務管理規程の認可基準のうち郵便物の配達日数及び送達日数に係る基準の緩和
 - イ 配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲の拡大を行うものであり、また、信書便法の改正は、郵便法とあいまって信書の送達の役務のあまねく公平な提供を確保するため、ア・イと同内容の改正を行うものであるところ、これらはいずれも信書の送達の役務のあまねく公平な提供の確保を図るとの政策が統一的なものであり、趣旨、目的が同じである。
- ② 郵便法における会社に対する規律と信書便法における一般信書便事業者に対する規律は、会社による郵便の役務の提供に支障が生じないようにするとともに、両者の対等な競争条件を確保するために、同内容の規律を設けることとしていることを踏まえ、今回の改正においても、郵便法と信書便法では同内容の改正を行うこととしていることから、両法の条項は相互に関連しており、一つの体系を形づくっている。
- ③ 郵便法の一部改正及び信書便法の一部改正は、同じ委員会（総務委員会）の所属に属する事項である。

3 いわゆる冠法案としない理由

2 ②から冠法案とはならない見込みである。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律 案（仮称）について

I 改正の背景

（1）郵便法における郵便物の送達の方法や料金に関する規律

①郵便物の配達日数及び送達日数に係る郵便業務管理規程の作成及び認可

会社は、郵便物の配達の方法等を記載した郵便業務管理規程を作成し認可を受けることが義務付けられており（郵便法第70条第1項及び第2項）、当該認可の基準として、以下の事項等を定めることが規定されている。

- ・週6日以上配達できる郵便物の配達の方法（郵便法第70条第3項第3号）
- ・差出日から原則3日以内に送達すること（郵便法第70条第3項第4号）

②郵便物の料金について配達地により異なる額の設定の禁止

郵便物の料金については、第一種郵便物（手紙）及び第二種郵便物（はがき）は事前届出制（郵便法第67条第1項）、第三種郵便物（定期刊行物）及び第四種郵便物（通信教育用郵便物等）は認可制（同条第3項）とされており、いずれの郵便物の料金も配達地により異なる額を定めることが禁止されている（同条第2項第2号※及び第4項第1号）。

※ 郵便法第67条第2項第2号に適合しない場合は、郵便法第71条の変更命令の対象。

ただし、会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物は、その送達に要する費用が安価となるため、郵便利用を喚起する観点から、配達地により異なる額の料金が設定可能とされている（郵便法第67条第2項第2号及び第4項第1号）。

（2）郵便を取り巻く環境変化

○ 電子メールやSNSの普及等により郵便に対する国民・利用者のニーズが大きく変化し郵便物数の減少傾向が続く※¹とともに、近年の郵便・物流分野における人手不足等により人件費等の増加傾向が続いている※²、会社は、現在の郵便サービスの水準を維持したままでは、今後郵便事業の収支は赤字化するものと見込んでいる。

※1 郵便物数は2002年度以後減少を続け、2019年度にはピーク時（262億通）と比較して37.8%減の163億通となっている。

※2 最低賃金の引上げ、郵便・物流分野の人手不足等により、会社の時給制社員の時給単価は1,031円（2012年）から1,236円（2020年）へと2割程度上昇している。また、特に過疎地での人手不足は厳しく、そもそも雇用の対象となる年齢の者がおらず欠員を埋めることが困難となっている。

○ このような状況を受け、2018年2月から、情報通信審議会において郵便サービスの将来にわたる安定的な提供に向けた方策について検討が行われ、同年11月、会社から、以下の制度見直しが要望された。

- ・週休2日制の定着を受けた郵便物の週6日配達の緩和
- ・夜間・深夜労働の縮減に向けた原則3日以内送達の緩和
- ・各都道府県における区分営業所（業務効率化を図るために、集配郵便局で行っていた郵便物の区分業務を集約して実施）の設置を受けた配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の拡大

- 同審議会において大口差出人や消費者団体等からヒアリングを行うとともに、総務省において利用者アンケートを実施したところ、郵便物の1週間における配達日数や送達日数の見直しを受け入れる意見が多数であった。
- 郵便事業において、郵便物数の減による減収と人件費等の増加による費用増が構造的に進展する中で事業収支を改善するためには、料金値上げによる増収や、人件費の削減・業務の効率化等による費用削減を図ることが必要となるところ、
 - ・郵便離れが続く中で、料金値上げを行うことは更なる郵便離れを招来するおそれがあることから、他に取り得る手段があれば、現時点で行うことは適当ではないこと
 - ・利用者アンケート等の結果を踏まえると、電子メール等の普及、週休2日制の定着や働き方改革等の社会実態の変化に応じて郵便物の配達日数や送達日数の見直しを行なうことは利用者利便を看過しえない程度まで損なうとは言えないこと
 - ・郵便物の配達日数や送達日数の見直し等は、人件費の削減や業務の効率化により郵便事業の収支の改善に寄与し、郵便の役務のなるべく安い料金によるあまねく公平な提供の確保に資すること

から、情報通信審議会の答申（2019年9月10日付け）を踏まえ、今回、以下の事項を内容とする郵便法の改正を行うものである。

- ①郵便業務管理規程の認可基準のうち郵便物の配達日数及び送達日数に係る基準（週6日以上配達、原則3日以内送達）の緩和
- ②配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲の拡大

II 改正の内容

1 郵便法の一部改正

（1）郵便業務管理規程の認可基準のうち郵便物の配達日数及び送達日数に係る基準の緩和

- ①郵便物の1週間における配達日数に係る認可基準の緩和（週6日以上配達から週5日以上配達への見直し）
 - 郵便業務管理規程の認可基準の一つとして、「一週間につき六日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。」が規定されている（郵便法第70条第3項第3号）。
 - 当該規定は、郵便の役務を提供する主体が、総務省郵政事業庁から日本郵政公社に変更される際に、変更後も1週間における郵便物の配達日数（郵政事業庁は週6日以上配達）が維持されるようにするために設けられたものである（平成14年郵便法改正）。
 - 当該規定の創設から15年以上が経過し、郵便物数の減少や人件費の増加等により郵便事業の収支の悪化が見込まれる中で、料金の値上げや人件費の削減等によって郵便の役務のなるべく安い料金によるあまねく公平な提供を確保することが必要な状況にあるところ、

- ・週休 2 日制が定着し主に法人を中心に土曜配達へのニーズが低下する中で、土曜配達の休止による人件費削減や労働力の再配置を図るため、会社は、(平日と土曜の配達を前提とする) 週 6 日以上配達の認可基準の見直しを要望していること
 - ・総務省が実施した利用者アンケートでは、個人・法人を問わず、週 6 日配達を求める回答は少數であり、(平日配達を前提とする) 週 5 日配達で問題ないとする回答が約 8 割に達していることから、週 5 日配達に見直したとしても、利用者利便が看過しえない程度まで損なわれるとは言えないこと
 - ・週 6 日配達の見直しは、人件費の削減等により郵便事業の収支の改善に寄与し、郵便の役務のなるべく安い料金によるあまねく公平な提供の確保に資すること
- から、上記認可基準について、一週間につき「六日以上」を「五日以上」に緩和することとする。

(参考：総務省のアンケート)

問：日本郵便(株)では、働き方改革を進めるとともに、労働者不足の現状を鑑み、普通扱い郵便物について週 6 日配達から週 5 日配達への変更を検討しています。この週 5 日配達への変更について、どのように思いますか。（1つ選択）
 (速達、書留及びゆうパックの週 7 日配達は維持される前提でお答えください。)
 個人：やむを得ないと思う 63.1%， 変更すべきではない 19.8%， どちらでもよい 17.2%
 法人(受取)：やむを得ないと思う 68.8%， 変更すべきではない 16.0%， どちらでもよい 14.1%
 法人(差出)：やむを得ないと思う 72.1%， 変更すべきではない 16.3%， どちらでもよい 10.8%
 (個人 N=2,815、法人 N=906)

②郵便物の送達日数に係る認可基準の緩和（3 日以内送達から 4 日以内送達等への見直し）

⑦差出日から 3 日以内送達の 4 日以内送達への見直し

- 郵便業務管理規程の認可基準の一つとして、「郵便物（国際郵便に係るものを除く。^{※1}）について差し出された日から三日以内^{※2}（郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあっては、三日を超えて二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に送達することが定められていること。」が規定されている（郵便法第 70 条第 3 項第 4 号）。

※1 国際郵便物については、会社単独では送達が完結せず、我が国の法令の効力が及ばない名宛人の居住する国や経由国の郵便事業体に送達の一部を委託する必要があり、送達日数に関する認可基準の遵守の確保が困難であることから、当該認可基準の対象外としている。

※2 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は算入しない旨が規定されている。

- 当該規定は、郵便の役務を提供する主体が、総務省郵政事業庁から日本郵政公社に変更される際に、変更後も差出日からの郵便物の送達日数（郵政事業庁は差出日から原則 3 日以内に送達）が維持されるようにするために設けられたものである（平成 14 年郵便法改正）。
- 会社は、3 日以内での配達を可能とするため、郵便ポストでの最終の取り集めが終了した後、深夜に区分作業を実施しているが、当該規定の創設から 15 年以上が経過し、
 - ・速達性が求められる通信は電子メールや SNS 等に移行が進んでいること、また、近年の人手不足の中で深夜帯に勤務する労働力の確保が困難となり、働き方改革の必

要性も高まっていることから、会社は、深夜の区分作業を廃止したいと考え（これにより送達日数は従来よりも原則1日遅れ、年間700万通の郵便物は3日以内送達が困難となる）、3日以内送達の認可基準の見直しを要望していること

- ・総務省が実施した利用者アンケートでは、個人・法人を問わず、郵便については以前ほど送達の速度を求めておらず、送達日数が1日繰り下げられたとしても受け入れられるとの回答が多数を占めていることから、最長の送達日数を一日繰り下げたとしても、利用者利便が看過しえない程度まで損なわれるとは言えないこと
- ・原則3日以内送達の見直しは、人件費の削減等により郵便事業の収支の改善に寄与し、郵便の役務のなるべく安い料金によるあまねく公平な提供の確保に資することから、上記認可基準について、差し出された日から「三日以内」を「四日以内」に緩和することとする。

（参考1：郵便物の送達日数の実態）（会社調べ。2019年度実績）

郵便物数約163億通のうち、余裕承諾郵便物（大口差出人との間で送達日数について余裕の承諾を得ている郵便物）約46億通、速達、書留、年賀郵便等の特殊取扱郵便物約23億通を除いた普通扱い郵便物約94億通について、

差出の翌日に配達 約83.4%

差出の翌々日に配達 約16.0%

差出から3日後～2週間以内に配達 約0.6%

（参考2：総務省のアンケート）

問：同様に働き方改革の観点から、日本郵便（株）では深夜労働を縮小したいとの考えです。そのようにした場合、現在翌日に配達されている普通扱い郵便物（速達ではないもの）は、翌々日に配達されることになる見込みです。

この翌日配達の見直しについて、どのように思いますか。

個人：やむを得ないと思う 60.8%， 変更すべきではない 21.3%， どちらでもよい 17.8%

法人：やむを得ないと思う 60.3%， 変更すべきではない 28.4%， どちらでもよい 10.3%

①送達日数の特例の見直し

- 差出日から3日以内送達の特例として、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域（郵便法施行規則第32条第5項において離島が規定）に係る郵便物の送達については、3日を超える2週間を超えない範囲で総務省令で定める日数^{*1}以内に行うこと（以下「送達日数の特例」という。）が規定されている。これは、離島等の、地理的条件や交通事情等を考慮して、全ての郵便物を差出日から3日以内に送達することが物理的に困難な地域については、総務省郵政事業庁がこれらの地域への郵便物に送達するために現に要していた日数を参考に、日本郵政公社発足以後もこれらの地域に係る郵便物の送達日数が維持されるようにするために設けられたものである。

※ 郵便法施行規則第32条第5項において、1日に1回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島は2週間、それ以外の離島は5日と規定されている。

[最長の送達日数について「二週間」から「最も経済的な通常の方法により送達する場合に必要な日数として総務省令で定める日数」に改める理由]

- 現在、離島に係る郵便物のうち、送達に2週間を要する可能性があるのは、東京都小笠原村と鹿児島県十島村の間で発着する郵便物であるところ、深夜の区分作業を廃止した場合、新東京郵便局又は鹿児島郵便局での区分に追加で1日を要し、2週間以内の送達ができなくなることとなる。

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

- 深夜の区分作業の廃止により追加で送達に要する日数は1日であるため、最長の送達日数を「二週間」から「十五日」に改めることも考えられるが、当該最長の送達日数は、東京都小笠原村と東京都（本州）、鹿児島県十島村と鹿児島市を結ぶ、それぞれ[REDACTED]ため、今後、当該運行スケジュールが見直された場合には、郵便物の送達日数が郵便業務管理規程に抵触する状況が継続的に生じるおそれがある。
- この状況を解消するために
 - ・最長の送達日数を見直す場合は、郵便法の改正が必要となり、当該改正に基づく新たな認可基準により郵便業務管理規程を認可するには少なくとも数か月要するため、その間、郵便業務管理規程に抵触する状態が継続するとともに、その後も、運行スケジュールの見直しのたびに同様の状況が生じる不安定な状態が解消されないこと
 - ・会社が郵便業務管理規程の認可基準に定める最長の送達日数を遵守するためには、[REDACTED]

[REDACTED]に応じて柔軟に最長の送達日数を定めることができるようになることが適当であるため、今回、最長の送達日数について「二週間」から「最も経済的な通常の方法により送達する場合に必要な日数として総務省令で定める日数」に改めるものである。
- なお、離島への郵便物の送達に必要な日数を総務省令で定めることとしても、当該日数は公共交通機関の運行スケジュール等から客観的に算定可能であり行政裁量が働きにくいこと、また、当該総務省令は、情報通信行政・郵政行政審議会への諮問を経て公正中立に透明性を確保する形で定められることとなるため、今回の見直しが一般信書便事業の参入への阻害要因となることはないと考えられる*。

* 信書便法の制定から15年以上が経過しているが、これまで一般信書便事業に参入した者はいない。また、一般信書便事業への参入を検討している者も把握していない。

[規定ぶり] 最も経済的な通常の方法

- 「通常の方法」とは、離島に郵便物を送達する際に利用が想定される航空、船舶等の定期的に運行される交通機関を指し、チャーター便のような不定期に運行される交通機関を含まない趣旨である。
- 「最も経済的な」とは、郵便法第1条において、郵便の役務を「なるべく安い料金で」提供することが要請されていることに鑑み、通常の方法が複数ある場合に、最も料金が低廉な方法を意味するものである。

[用例]

- 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百四十四号）抄
(旅費等の計算)

第七条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(参考) 送達日数の考え方

- 「送達に要する日数」とは、郵便物が郵便差出箱に差し出され又は会社が郵便差出箱以外の方法（郵便局窓口での差出等）により引き受けたから、あて所に配達されるまでに要する日数であると整理されている。
- 送達に要する日数の期間の計算について、郵便法令には、送達に要する日数の期間の計算について特段の定めがないため、民法第138条の規定により、民法の規定に従い計算することとなる。具体的な計算方法については、同法第140条の規定により、初日が完全に1日(24時間)ないときは、日の端数は計算しないため、翌日が起算日(初日不算入の原則)となり、初日が端数とならない(午前零時から始まり、24時間ある)ときは、初日から起算することとされている。

(参考)

●民法(明治二十九年法律第八十九号)

(期間の計算の通則)

第百三十八条 期間の計算方法は、法令若しくは裁判上の命令に特別の定めがある場合又は法律行為に別段の定めがある場合を除き、この章の規定に従う。

(期間の起算)

第百四十条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

- しかしながら、現在の郵便システムの実態から、一部の通常郵便物について差し出された日が特定できないことから、このような郵便物については差出の日時をいつとみなすかについて郵便法令で特段定めることなく、郵便業務管理規程に記載されることによって国として認めることとしている。
- 現在認可されている郵便業務管理規程における、郵便物の送達に要する日数の計算方法は次のとおり。
 - ① 郵便差出箱に差し出される郵便物の送達の日数は、当該郵便物が差し出された日の翌日から起算する。ただし、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める日から起算する。
 - ⑦ 郵便差出箱に差し出された郵便物のうち、当該郵便物が差し出された日当該郵便差出箱に係る最終の通常郵便物の取集めを終了した時刻から当日中に差し出されたもの 当該郵便物が差し出された日の翌々日
 - ※ 例えば、4月1日20:00に最終の取集めが行われたポストで、4月2日7:00の最初の取集めの際に取り集められた郵便物については、4月1日、2日のどちらに差し出されたか特定できないため、4月2日に差し出されたものとみなし、4月3日を1日目として送達日数を計算する。
 - ① 特定の日に取集めを行うことができない場所に設置されている郵便差出箱において、当該特定の日(当該特定の日が連続する場合は最初の日)の前日の当該郵便差出箱に係る最終の郵便物の取集めを終了した時刻から、当該特定の日(当該特定の日が連続する場合は最後の日)までに差し出されたもの 当該特定の日(当該特定の日が連続する場合は最後の日)の翌々日
 - ※ 例えば、土日は休業となり閉鎖されるオフィスビル内に設置されたポストで、金曜日の最終の取集めから月曜日に最初の取集めが行われるまでの間に当該ポストに差し出された郵便物については、月曜日に差出が行われたものとみなし、火曜日を1日目として送達日数を計算する。
- ② 郵便差出箱以外の方法により引き受けた郵便物の送達の日数は、当該郵便物が差し出された日の翌日(午前零時に差し出されたものは当日)から起算する。

(2) 配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲の拡大

①配達地により異なる額の料金の設定禁止とその対象外となる郵便物

- 郵便物の料金については、第一種郵便物（手紙）及び第二種郵便物（はがき）は事前届出制（郵便法第67条第1項）、第三種郵便物（定期刊行物）及び第四種郵便物（通信教育用郵便物等）は認可制（同条第3項）とされており、いずれの郵便物も、地理的格差を受けることなく郵便の役務を享受できるようにするため、配達地により異なる額を定めることが禁止されている（同条第2項第2号及び第4項第1号）。

〔「配達地により異なる額が定められていない」の趣旨〕

郵便料金は原則として第一種郵便物、第二種郵便物といった郵便物の種類に応じて、その重量及び大きさのみに着目して差異が設けられており（例：25g以下の、長さ14cmから23.5cm、幅9cmから12cmまで、厚さ1cm以下の第一種郵便物の料金は84円、25g超~50gの同サイズの第一種郵便物の料金は94円等）、これに加えて、郵便物がどこに配達されるかという宛先に着目して郵便料金に差異を設けることを禁じる趣旨である。

- ただし、会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物（以下「郵便区内特別郵便物」という。）は、「①ポストからの取集」と「②他の郵便局への運送」が不要であり、明らかに取扱いコストが低いため、郵便利用を喚起する観点から、（郵便物を引き受けた会社の事業所が配達を担当する地域に宛てて配達されるという、郵便物の宛先に着目した）配達地により異なる額の料金（以下「特例料金」という。）を設定可能とされている（郵便法第67条第2項第2号及び第4項第1号）。

[郵便区内特別郵便物の物数]

年間約12.3億通（会社調べ。2019年度実績）であり、郵便物全体の約8%（主な利用者は、自治体、金融機関、通信事業者等）。会社によれば、このうち約4億通が、同一の大口差出人から、郵便区内特別郵便物の料金の適用を受けるために、複数の集配郵便局にそれぞれ各集配郵便局の担当区域ごとに分けて差し出されており、これらの大口差出人から、郵便区内特別郵便物の差出方法の改善を求める要望が多数日本郵便に寄せられているとのことであった。

②配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲の拡大

- 会社は、従来集配郵便局で実施していた郵便物の区分作業を集約し業務の効率化を推進するため、主として郵便物の区分を行う区分営業所を概ね各都道府県に1～2か所設置（現在全国で62箇所）している。これに伴い、郵便区内特別郵便物の中には、区分営業所で仕分けを行うものが生じており（郵便区内特別郵便物の約50%（会社調べ。2019年度実績）、当該郵便区内特別郵便物については、「②他の郵便局への運送」（「集配郵便局→区分営業所」及び「区分営業所→集配郵便局」）が必要となっている。

- 「②他の郵便局への運送」は、「⑦区分営業所と集配郵便局との間の運送」と、「①区分営業所間の運送」があり、①の運送コストは⑦の運送コストよりも高額

なところ、当該郵便区内特別郵便物については、①の運送コストは生じず、明らかにその取扱いコストが低いことから、引き続き特例料金の設定を可能とすることが適当である。

- 「ポストからの取集」と「区分営業所の間の運送」が不要な郵便物としては、以下のものもあるため、郵便利用を維持・喚起し、郵便の役務のなるべく安い料金によるあまねく公平な提供の確保に資する観点から、特例料金が設定できる郵便物の範囲を拡大し、これらの郵便物にも特例料金の設定を可能とすることとする^{※1、2}。

- ・区分営業所で引受け、その傘下の集配郵便局で配達する郵便物
- ・集配郵便局で引受け、その属する区分営業所の傘下の他の集配郵便局で配達する郵便物
- ・無集配郵便局で引受け、その属する区分営業所の傘下にある集配郵便局で配達する郵便物

※1 当該郵便物には特例料金の設定ができないため、差出人は、特例料金で差し出すため、集配郵便局ごとに郵便物を区分した上で各集配郵便局に持ち込むことが必要となっており、利用者の利便性が損なわれる状況が生じており、このような状況が継続する場合、特に多数の集配郵便局ごとに区分して郵便物を持ち込んでいる大口差出人の郵便離れによる減収も懸念されている。このため会社は、差出人にとっての利便性を向上させ、郵便離れを防ぐため、特例料金が設定できる郵便物の範囲の拡大を要望している。

※2 当該郵便物について配達地により異なる額の料金の設定を認めて、当該特例料金は、会社の営業所でその引受けを行った区分営業所間の運送を要しない郵便物全てに適用するものであり、地理的条件による格差を生じさせるものではない。

[規定ぶり]

- 「区分営業所（主として郵便物の区分を行う営業所をいう。）」
 - ・この営業所は、集配郵便局における区分業務を集約化して行う営業所として設置されるものであることから「郵便物の区分を行う営業所」とし、かつ、区分業務以外にも、引受け業務や発送業務を実施（一部は配達業務も実施）することから、「主として」と規定するものである。
- ※ 2019年度では、郵便物数は約163億通であったのに対し、荷物の個数は約45億個であり、両者の物数比は約4：1であることから、区分営業所では主として郵便物の区分を行っている。
なお、前年度との比較では、郵便物数が▲2.6%であったのに対し、荷物の個数は▲1.1%となっており、近年の状況に鑑みれば、当該傾向は大きく変わらないと考えられるため、区分営業所が主として郵便物の区分を行う点に当面変わりはないと考えられる。
- 「事業所」を「営業所」に改めることについて
会社の事業を行う場所について、郵便法第67条第2項第2号及び第4項第1号では「事業所^{※1}」、同法第69条では「営業所^{※2}」と規定されている。
 - ※1 事業を行う場所を意味し、「営業所」が主として商人の営業について用いられるのに対して、営業であると否とを問わず、およそある事業の内容たる活動が行われる一定の場所を意味する（法令用語辞典（学陽書房）第10版）。
 - ※2 商人の営業の拠点で、営業上の主要な活動が行われる一定の場所を意味する（同上）。

郵便法第67条第2項第2号及び第4項第1号の「事業所」は、いわゆる集配郵便局を指す文言として用いられているが、集配郵便局も「営業所」に該当し、また、これらの条項において今回の改正で規定する主として郵便物の区分を行う場所も営業所に該当することから、郵便法第69条の「営業所」の文言との平仄を取り、「事業所」をより狭義の文言である「営業所」に改める形で規定するものである。

●郵便法（昭和22年法律第165号）

（料金）

第六十七条 略

- 2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。
 - 一 略
 - 二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。
 - 三～七 略

3 略

4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。

二～四 略

（料金等の掲示）

第六十九条 会社は、郵便に関する料金、郵便約款（前条第一項の総務省令で定める軽微な事項に係る提供条件を含む。）その他総務省令で定める事項をその営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

2 信書便法の一部改正

郵便法における会社に対する規律と信書便法における一般信書便事業者に対する規律は、会社による郵便の役務の提供に支障が生じないようにするとともに、両者の対等な競争条件を確保するために、同内容の規律を設けることとしているため、1の郵便法の改正に合わせ、信書便法について当該郵便法の改正と同内容の改正を行うこととする。

(1) 一般信書便事業の許可基準のうち信書便物の配達日数に係る基準の緩和（週6日以上配達から週5日以上配達への見直し）

- 一般信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならぬとされているところ（信書便法第6条）、当該許可の基準の一つとして、事業計画に週6日以上配達できる信書便物の配達の方法を定めていることが規定されている（信書便法第9条第2号ロ）。
- 今回郵便法を改正し、週6日以上の郵便物の配達義務を緩和することから、会社との対等な競争条件を確保するため、信書便物の配達日数に係る当該許可基準について、「週6日以上配達」を「週5日以上配達」に緩和することとする。

(2) 一般信書便役務の要件のうち信書便物の送達日数に係る要件の緩和（3日以内送達から4日以内送達等への見直し）

- 一般信書便役務の要件の一つとして、差出日から原則3日以内に信書便物を送達する信書便の役務であることが必要とされている（信書便法第2条第4項第2号）。

[規定の趣旨]

- 一般信書便役務の定義は、クリームスキミングを防止するため、全国一律に一定の範囲の信書便の役務を必ず提供させることを目的として規定されている。
- 原則3日以内の信書便物の送達の要件は、日本郵政公社との対等な競争条件を確保すること及び一般信書便事業者が不採算地域となることが見込まれる遠隔地について極めて長い送達期間を定めることで、遠隔地の利用者が実質的に一般信書便役務を利用することを不可能とし、全国一律のサービスを提供するとの義務を事実上潜脱することを防ぐ趣旨で、信書便法の制定時（平成14年）に、当時の郵便物の送達日数を踏まえ規定されたものである。
- なお、信書便法において、最長の送達日数を「二週間」と法律で規定したのは、以下の点によるものである。
 - ・信書便法の制定時（平成14年）は、一般信書便事業は、新たに規制機関となる総務省と従来は一体の組織であった日本郵政公社と競合する事業であり、参入を希望する事業者が実際に存在するか明確ではなかったこと
 - ・そのような中で、当時の与党の意見等では、新規参入を検討する者への予見可能性を確保する等の観点から、一般信書便事業者に求められる要件を行政裁量の余地のない形で可能な限り法律に明確に規定することが適当とされたこと
- 今回郵便法を改正し、原則3日以内の郵便物の送達義務を緩和することから、会社との対等な競争条件を確保するため、信書便物の送達日数に係る一般信書便役務の要件について、
 - ・差出日から「3日以内」を「4日以内」に緩和するとともに、
 - ・離島に係る信書便物の最長の送達日数についても、差出日から「二週間」を「最も経済的な通常の方法により送達する場合に必要な日数として総務省令で定める日数」に改め、総務省令で定めることを可能とする。

(3) 配達地により異なる額の料金を定めることができる信書便物の範囲の拡大

- 一般信書便事業者は、一般信書便役務に関する料金の総務大臣への事前届出義務が課されているところ（信書便法第16条第1項）、その料金は、配達地により異なる額を定めることができない（同条第2項第1号※）。

※ 信書便法第16条第2項第1号に適合していないと認められる場合は、料金変更命令の対象（信書便法第27条第2号）。

ただし、一般信書便事業者の一の事業所においてその引受け及び配達を行う信書便物に係る料金は、配達地により異なる額を設定可能とされている（信書便法第16条第2項第1号）。

- 今回郵便法を改正し、配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲を、会社の営業所でその引受けを行う郵便物であって、その送達に際し区分営業所間の運送を要しない郵便物に拡大することから、会社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、配達地により異なる額を定めることができる料金の範囲を、一般信書便事業者の事業所でその引受けを行う信書便物であって、その送達に際し当該一般信書便事業者の区分事業所（主として信書便物の区分を行う事業所をいう。）間の運送を要しない信書便物に係る料金に拡大することとする。

(4) 信書便法第18条の「営業所」を「事業所」に改めることについて

- 一般信書便事業者の事業を行う場所について、信書便法第16条では「事業所」、信書便法第18条では「営業所」と規定されている。

「営業所」は、「商人の営業の拠点で営業上の主要な活動が行われる一定の場所」を指す文言であるが、一般信書便事業者には、「商人」に該当しない協同組合等がなることも想定され、信書便法第18条では、このような商人に該当しない者の事業を行う場所を含めた形で規定することが適当であるため、「営業所」を「事業所」に改めることとするものである。

●民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）

（料金）

第十六条 略

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 配達地により異なる額が定められていないこと（一般信書便事業者の一の事業所においてその引受け及び配達を行う信書便物に係る料金を除く。）。

二～四 略

（料金等の掲示）

第十八条 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金（同項の総務省令で定める料金を含む。次条第二項において同じ。）、前条第一項の認可を受けた信書便約款（同項の総務省令で定める事項に係る提供条件を含む。次条において同じ。）その他総務省令で定める事項をその営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

3 附則（施行期日等）

(1) 施行期日【附則第1条関係】

- この法律の施行のためには、総務省において今回の改正を受けた総務省令の改正を行う必要があり、そのための手続（審議会への諮問やパブリックコメント等）に一定程度の期間を要することから、施行期日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日とする（ただし、附則第2条（準備行為）及び第3条（政令への委任）は、公布日施行）。

(2) 準備行為【附則第2条関係】

[第1項]

- 今回改正する郵便法の施行のために、郵便業務管理規程の認可基準として、
 - ① 1週間につき5日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準（この法律による改正後の郵便法（以下「新郵便法」という。）第70条第3項第3号）
 - ② 離島に係る郵便物の送達日数として、4日を超える最も経済的な通常の方法により当該地域に係る郵便物を送達する場合に必要な日数として総務省令で定める日数（新郵便法第70条第3項第4号）
- を定める必要があるところ、これらの総務省令の制定には、郵便法第73条の政令で定める審議会（情報通信行政・郵政行政審議会）に諮問することが必要となるため、当該審議会諮問をこの法律の施行前に行うことができるようにするものである。

[第2項]

- 上記①・②の認可基準に基づき、郵便業務管理規程の認可を受けるためには、郵便業務管理規程の記載事項のうち、上記①については郵便法第70条第2項第3号に掲げる事項（郵便物の配達方法）、上記②については、同項第4号に掲げる事項（郵便物の引受け及び配達の方法以外の郵便物の送達の方法）に係る変更申請を行う必要がある。
- 会社がこの法律の施行時に当該変更の認可を受けられるようにするために、この法律の施行前においても、郵便法第70条第2項第3号及び第4号に掲げる事項に係る郵便業務管理規程の変更の認可申請があった場合には、総務大臣は、新郵便法第70条第3項の規定の例により、その認可をすることができるようするものである。

(3) その他の経過措置の政令への委任【附則第3条関係】

- 附則第2条で定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。
政令で定める可能性があるものとしては、信書便法の改正に伴い、一般信書便事業の許可基準及び一般信書便役務の要件に関する総務省令の改正が必要となるところ、今回改正する信書便法の施行の前に一般信書便事業に参入を希望する者が現れた場合に、会社との対等な競争条件を確保する観点から、これらの省令の改正を可能とするため、信書便法第38条の政令で定める審議会（情報通信行政・郵政行政審議会）への諮問を可能とする経過措置等が考えられる。

【信書便法改正に伴う準備行為に関する規定を個別に設けない理由】

- 一般信書便事業者については、現時点において参入している事業者が存在しておらず、また改正法の施行までの間に参入の意向を有している事業者も承知していないことから、個別に準備行為の規定は設けないものである。

【第三種郵便物及び第四種郵便物の料金認可について個別に準備行為に関する規定を設けない理由】

- 郵便法第 67 条第 4 項の改正により、第三種郵便物及び第四種郵便物についても新たな特例料金の設定が可能となるところ、会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物には特例料金を設定する予定はなく、改正法の施行までの間に特例料金に関する認可申請は想定されないため、個別に準備行為の規定を設けないものである。